

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 2
- 道路の供用廃止【建設局道路部管理課】 3
- 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 4
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5
- 令和4年度決算における北九州市健全化判断比率等の公表【財政局財務部財政課】 6

### ◇ 公 告

- 北九州広域都市計画ごみ処理場の変更案の縦覧【環境局循環社会推進部施設課】 8
- 特定調達契約の相手方の決定（3件）【財政局税務部税制課】 9
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局子ども家庭部総務企画課】 12

北九州市告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月1日

北九州市長 武内和久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ストレスケアクリニック小倉	北九州市小倉北区京町一丁目2番24号小倉新興ビル3階301号	令和5年9月1日
ひかりクリニック	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目18番9号鷹の巣中央ビル502	令和5年9月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
コルポ調剤薬局	北九州市八幡西区堀川町802-15	令和5年9月1日

北九州市告示第 3 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 5 年 9 月 1 日から道路の供用を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用廃止の区間
2 7 5 9	津田 3 8 号線	小倉南区津田南町 1 9 7 番 1 地先から 小倉南区津田一丁目 1 5 9 番 1 地先まで
3 0 5 3	長野本町 2 号線	小倉南区長野本町三丁目 2 1 1 8 番 1 地先から 小倉南区長野本町三丁目 2 1 4 5 番 1 地先まで

北九州市告示第 332 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、北九州市若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区における特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 5 年 9 月 1 日

北九州市長 武内和久

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和 5 年 10 月 11 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	10 時から 12 時まで 13 時から 16 時まで	若松区内の特定計量器の所在の場所
令和 5 年 11 月 6 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	10 時から 12 時まで 13 時から 16 時まで	八幡東区内の特定計量器の所在の場所
令和 5 年 11 月 15 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	10 時から 12 時まで 13 時から 16 時まで	八幡西区内の特定計量器の所在の場所
令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	10 時から 12 時まで 13 時から 16 時まで	戸畑区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 5 年 12 月 29 日から令和 6 年 1 月 3 日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人北九州市計量士会

北九州市告示第 3 3 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
コルポ調剤薬局	北九州市八幡西区堀川町 8 0 2 番 1 5 号	令和 5 年 9 月 1 日

北九州市告示第 3 3 4 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算における北九州市の健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

令和 5 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 健全化判断比率（令和 4 年度決算）

（単位：％）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	10.4	25.0
将来負担比率	147.2	400.0

備考

- （1） 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。
- （2） この表において「早期健全化基準」とは、法第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準をいう。

2 資金不足比率（令和 4 年度決算）

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0
卸売市場特別会計	—	
渡船特別会計	—	
港湾整備特別会計	—	
産業用地整備特別会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	
空港関連用地整備特別会計	—	
学術研究都市土地区画整理特別会計	—	
市民太陽光発電所特別会計	—	
上水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
交通事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	
公営競技事業会計	—	

備考

- （1） 資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

(2) この表において「経営健全化基準」とは、法第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。

## 北九州市公告第 588 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 都市計画の種類

ごみ処理場

### 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 北九州市八幡西区洞北町 7 番

### 3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

### 4 縦覧期間

令和 5 年 9 月 4 日から同月 19 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

### 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和 5 年 9 月 19 日までに到着するように提出すること。



北九州市公告第 5 8 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

システム基盤の追加整備に係る総合滞納整理システム再構築業務委託一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市財政局税務部税制課  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 4 年 8 月 9 日

4 契約の相手方の名称及び住所

北日本コンピューターサービス株式会社  
秋田県秋田市南通築地 1 5 番 3 2 号

5 契約金額

5, 7 4 3 万 2, 6 5 0 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 5 9 0 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

令和 4 年度税務関係システム改修業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市財政局税務部税制課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社 R K K C S

熊本市中央区九品寺一丁目 5 番 1 1 号

5 契約金額

1 億 3, 4 6 0 万 4, 8 0 0 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 5 9 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 9 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

システム基盤の追加整備に係る税務関係システム構築業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市財政局税務部税制課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社 R K K C S

熊本市中央区九品寺一丁目 5 番 1 1 号

5 契約金額

7, 4 5 9 万 3, 2 0 0 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

## 北九州市公告第592号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月1日

北九州市長 武内和久

### 1 委託内容

- (1) 業務名 令和5年度（後期分）きたきゅうベビー応援事業業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札の手續等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市子ども家庭局子ども家庭部総務企画課

イ 期間 この公告の日から令和5年9月8日まで（日曜日及び土曜日

を除く。)の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に子ども家庭局総務企画課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和5年9月8日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和5年9月8日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和5年9月12日までに通知する。

4 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所第2入札室(地下2階)

(2) 日時 令和5年9月14日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市子ども家庭局子ども家庭部総務企画課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2280